

新型コロナウイルス感染拡大に伴うスプリット体制の 実施について（連絡）

県内の新型コロナウイルス感染状況については、クラスターの多発や感染力が強い変異種の感染発生等により、5月8日には過去最高の75人の感染が確認され、以後も50人前後の感染が続いており、国が定める感染状況を示す5つの指標では、3つがステージ4になるなど、当県においてもいつ緊急事態宣言等が出てもおかしくない状況にあります。

現在のところ、当県行政においては、国に対する「まん延防止等重点措置区域指定要請」や「緊急事態宣言要請」は出されていないものの、「飲食店の時短要請」や「県民に対する感染対策要請」が発出されており、相当な危機感も持った対応が求められております。

つきましては、他県信連においても、現業業務が他で代行できないことを踏まえ、優先業務の継続を前提としたスプリット体制に取り組みられており、当会においても感染防止により一層取り組むため、当面の間(5月31日を目途)、全部署2班体制(以下、スプリット体制)で業務を行うこととなりましたので、ご連絡申しあげます。

また、スプリット体制であるため、通常より少ない人数で業務を行うこととなり、ご照会へのご回答につきましても相当程度お時間をいただく可能性がありますので、大変申し訳ございませんが、ご事情ご賢察のうえ、ご協力よろしくお願い申しあげます。

記

1. 当会の対応

2班体制とし、片班のみ事務所勤務、他班は在宅勤務（テレワーク等）とする。

なお、優先度の高い以下の業務においては、他部署からの支援を含め、優先的に実施する。

ただし、12時から13時30分については、更なる接触防止の観点から、業務部窓口の閉鎖を行う。

- ・業務部（貯金、為替、出納、歳入金、手形決済、口座振替等）
- ・融資部（実行、回収のみ）
- ・資金証券課（資金決済）
- ・ローンセンター（審査）

2. スプリット期間(予定)

令和3年5月13日(木)から5月31日(月)

以上